相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市戸田井町三三六番地、最後の住所兵庫県加西市戸田井町三三六番地
被相続人　亡　高見　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日
兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地
相続財産管理人　弁護士　小川　政希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市四季が丘四丁目九番地二、最後の住所広島県廿日市市四季が丘四丁目九番地二　被相続人　亡　小椋　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日
事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階
相続財産管理人　司法書士　永田　康光

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年五月十五日
一　墳墓等所在地　東京都渋谷区広尾二丁目五番一一号
一　墳墓等の名称　東北寺内龍源寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳
恩田家、松本家
一　改葬を行おうとする者　東京都港区三田五丁目九番二三号　宗教法人龍源寺　住職　松原　茂樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年五月十五日
一　墳墓等所在地　東京都葛飾区亀有一丁目二五番三一号
一　墳墓等の名称　蓮光寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳（墓所の番号及び墓碑家名　一〇四番上田家、一一二番黒田家、二三九番桑山家、四一三番植松家、五六五A番増田家、五八三番杉浦家、五八五番植木家、六六六番井口家）
一　改葬を行おうとする者　東京都葛飾区亀有一丁目二五番三一号　墓地管理者　宗教法人蓮光寺　代表社員　本多　雅人

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、書類を送付すべき場所を確知できないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不詳
氏名　平林　玉三郎
住所　不詳
氏名　杵渕
住所　不詳
氏名　水沢
住所　大阪府大阪市北区角田町九番地
氏名　近藤　寅雄
住所　長野県長野市小島田町一四九番地
氏名　中村　惣助
二　通知の内容
土地区画整理法第百三条第一項の規定により、長野都市計画事業水沢上庭土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

一　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に長野市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

二　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に長野市水沢上庭土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、換地処分通知及び別紙明細書、換地図は省略し、それらを長野市篠ノ井杵渕一二五番地一の組合保留地の掲示板に掲示する。

平成二十九年五月十五日
長野県長野市篠ノ井杵淵一七〇番地一
長野都市計画事業水沢上庭土地区画整理事業
長野市水沢上庭土地区画整理組合
理事長　奥野　豊

任意清算公告

当社は、平成二十九年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月十五日
岡山県都窪郡早島町早島一二八四番地
合資会社サフラン洋菓子店
代表社員　八杉　一己

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年五月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十五日
東京都港区赤坂二丁目一九番四号
建設関係法人厚生年金基金
代表清算人　布目　弘司

債権申出の公告（第二回）

当事業団規約型確定給付企業年金は、平成二十九年五月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当事業団規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十五日
東京都文京区湯島二丁目三一番二七号
日本下水道事業団
規約型確定給付企業年金清算人
水津　英則

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（平成二十九年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十五日
東京都港区虎ノ門四丁目一―一七神谷町プライムプレイス九階窪田法律事務所内
フォード・ジャパン・リミテッド
規約型確定給付企業年金清算人
乾　裕介

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十五日
兵庫県神戸市灘区都通二丁目一番二六号
日立オートモティブシステムズ阪神株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
大崎　祐一